

九運大第868号の3
令和2年7月31日

公益社団法人大分県トラック協会会長 殿

九州運輸局 大分運輸支局長
(公印省略)

自動車検査証の有効期間の伸長について

令和2年7月豪雨による被害を受け、自動車検査証等の有効期間を伸長する旨を通知したところですが、いまだ継続検査の受検が困難であること等を踏まえ、自動車検査証等の有効期間を再伸長する旨を公示したので通知します。

なお、当該公示1.の適用を受けた自動車を運行の用に供する場合は、その期間における自動車損害賠償責任保険の契約が令和2年9月4日までに必要ですので、念のため申し添えます。

公 示

令和2年7月豪雨災害を受け、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月6日から同年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年9月3日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年9月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域
日田市、由布市、九重町、玖珠町

令和2年7月31日

九州運輸局 大分運輸支局長

